# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 1 9 日現在

機関番号: 32689 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2017~2019

課題番号: 17K17700

研究課題名(和文)公家武家並列文言・類似表現の網羅的収集・分析を通じた鎌倉時代国家像の再構築

研究課題名(英文)An analysis of Kamakura period nation focusing on the keyword KUGE-BUKE

### 研究代表者

下村 周太郎 (SHIMOMURA, Shutaro)

早稲田大学・文学学術院・准教授

研究者番号:40581822

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文): 国家権力の分裂的契機と統合的契機とが錯綜する鎌倉時代の国家像をめぐっては、権門体制論と東国国家論という二大学説が存在する。本研究では、鎌倉後期の法制史研究で言及されてきた文書史料に見える公家武家並列文言とその類似表現に注目し、再検討を行った。そして、鎌倉前中期の用例、法制に限らない用例、文書史料以外の用例などを広く分析の俎上にあげることで、先行諸学説の問題点を明らかにするとともに、鎌倉時代国家像を再構築していくための新たな観点を考究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 近代国家の成立を前史からの歴史的文脈の中で追究することは、人文社会科学の古くて新しい命題である。日本 の国家史をめぐっては、前代より京都に存した朝廷に対し、新たに鎌倉に幕府が成立したことで、2つの卓越し た政治権力が日本列島上に出現した鎌倉時代の国家像の解明が重要なポイントとなる。本研究では公家武家並列 文言の再検討を通じて、権能の分掌や地域間の分立とは異なる観点から、当該期の国家像を描出した。

研究成果の概要(英文): In this study, we examined "Public samurai parallel wording" and its similar expressions in historical documents, which were taken up in the study of legal history. By analyzing various examples throughout the Kamakura period, we pointed out the problems of previous studies and considered a new perspective necessary for reconstructing the state image of the Kamakura period.

研究分野: 日本中世史

キーワード: 中世国家 鎌倉幕府 公家武家

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

### 1.研究開始当初の背景

近年、経済活動や安全保障をめぐり広域的な地域統合が志向される一方で、近代的主権国家の枠組やエスニック・アイデンティティを再強化する方向も顕著化している。近代国家の存在意義が改めて問われている現状にあって、そもそも近代国家がいかに成立してきたかを追究することは、人文社会科学の古くて新しい命題である。歴史学の課題とは、「国家」なるものの歴史的展開を跡付け、その時代毎の特質を他の時代・地域との連関・比較の中で解明し、これを以て、現代・将来における「国家」の方向性や可能性を考えるための有効な視座を社会に提供することである。日本史分野においても、前近代日本の国家像を考究し、近代国家成立における歴史的文脈の断絶面と連続面を多面的に闡明することが肝要となるが、中でも鎌倉時代を対象化することは意義深い。

鎌倉時代は、前代より京都に存した朝廷に対し、新たに鎌倉に幕府が成立したことで、2つの卓越した政治権力が日本列島上に出現した。両者は地理的に一定の距離を置きつつ 1 世紀以上に亘り併存し、後の歴史を刻印した。両者の併存が生じた統合的契機と分裂的契機の両面を多分に孕んだ政治社会構造を、日本/東アジアの国家史上いかに把握・評価するかが、日本中世史学の重要課題となっている。そこでの分裂的契機は、近代国家が創出してきた「想像の共同体」としての対外排他的・対内均質的な国家観を相対化する一方で、統合的契機は、斉一的・均一的な近代国家が曲がりなりにも成立しえた歴史的規定性をも示唆する。歴史上の「日本」をめぐる統合/分裂両契機の総合的把握を目指す営みである、という点に鎌倉時代の国家像を研究することの今日的意義がある。

学説史を振り返ると、戦後隆盛したマルクス主義歴史学は、社会構成体論の観点から、朝廷を奴隷制国家、幕府を封建制国家と、異なる階級に依る異質な国家と措定し、階級闘争を通じて後者が前者を克服していく過程において、鎌倉時代は両者が併存する過渡的段階と見なした。これに対し 1960 年代に提起された権門体制論は、国家の諸権能を分掌する権門の相互補完関係に支えられた「「日本国」全体をまとめた一個の国家」を措定し、その中で幕府を軍事・警察権を担う権門として把握した。他方、東国国家論は、一個の国家の存在を所与の前提とせず、東国地域での鎌倉幕府権力の独自性・自立性を重視し、西国地域に基盤を置く朝廷と別個の国家と評価した。以後、鎌倉時代の国家像をめぐっては、統合的契機を重視し単一国家論的視角に立つ権門体制論と、分裂的契機を重視し複数国家論的視角に立脚する東国国家論、という対比で整理されることが多い。

#### 2 . 研究の目的

鎌倉時代の国家像をめぐっては、権門体制論と東国国家論という二大学説が存在し、両者の止揚が課題となっていた。グランドセオリーの崩壊や研究の個別分散化という学問状況の中で論点は見えにくいが、そうした中で注目したいのが、1980~1990年代の法制史研究で言及された「公家武家並列文言」である。この史料文言は、「公家」=朝廷と「武家」=幕府とが法制上有する権能を、並列・対等に捉える当時の人々の心性を反映するものと解釈することが可能であり、朝廷と幕府との関係を、権能の分掌や地域の分立として把握する既存の学説を再検討する上でも重要である。

しかし、既存の研究には課題も残されていた。すなわち、第一に、分析が法制史的問題関心にほぼ限定されており、多様な視角から検討する余地があること。第二に、日本中世の一次史料は古文書と古記録とに大別されるが、古記録史料に関する検討がなされていないこと。第三に、当該文言は鎌倉前中期から少なからず見出されるにもかかわらず、鎌倉後期に検討対象がほぼ限定されていること。第四に、当該文言にはある程度のバリエーション(類似表現)が存在するがほとんど検討対象となっていないこと、などである。

2000年代に入り、鎌倉時代史は新たな研究段階を迎えた。荘園制や鎌倉幕府地頭制・御家人制といった古典的研究分野が、国家財政論や戦争論など新しい研究視角と結びついて一新し、鎌倉前期の治承・寿永の乱や承久の乱を経て、朝廷や寺社勢力が鎌倉幕府権力を積極的に呼び込み、これに依存する様相が明らかになりつつある。これらの研究により、鎌倉前中期において既に幕府の国制上の地位が朝廷と比肩するまでに上昇していた可能性が高まってはきたが、改めて国家像を再構築する段階には至っていない。

申請者はこれまで、当時の人々の自他認識やイデオロギーといったいわば心性に着目し、近代的国家観の相対化を志向する立場から鎌倉時代国家像を追究してきた。その過程で2000年代の研究を参照する一方、広く社会の認識を反映した公家武家並列文言にも改めて注目し、これを近年の鎌倉時代史研究の水準で再検討する必要性を強く感じるに至った。そこで、前述のような課題が残されていた公家武家並列文言と類似表現について、改めて収集・分析を行い、その知見と鎌倉時代史研究の諸成果とを結びつけることで、鎌倉時代国家像を再構築していくための視座を獲得することを目的とする。

#### 3.研究の方法

研究期間は3箇年である。日本中世に関する一次史料は、古文書史料と古記録史料とに大別される。そこで、1年目は主に古文書史料を、2年目は主に古記録史料を対象に、公家武家並列文言や類似表現の収集と分析を行い、3年目は、1・2年目の補充調査を行いつつ、鎌倉時代国家像の再構築に関わる総括的な検討を行う。

1年目の古文書史料の調査にあたっては、鎌倉時代の古文書史料を網羅的に収集して編纂された竹内理三編『鎌倉遺文』全 46 巻や、その欠を補うために近年刊行された『鎌倉遺文 補遺編・東寺文書』や『鎌倉遺文 補遺編・尊経閣文庫文書』を主たる対象とする。その上で、『鎌倉遺文』未収録文書についても、先年公刊された「鎌倉遺文「未収録」古文書目録」(近藤成一『協調作業環境下での中世文書の網羅的収集による古文書学の再構築』)などを参考に、自治体史や寺社の家分け史料集を活用した。

2年目の古記録史料の調査にあたっては、史料纂集・史料大成・大日本古記録などの各種刊本 史料集のシリーズを主たる対象とする。その上で、『国史大辞典』掲載「記録年表」や高橋秀樹 『古記録入門』掲載「中世主要古記録一覧」および元木泰雄・松薗斉編『日記で読む日本中世史』 掲載「中世主要日記一覧」などを活用して、できるだけ調査対象に漏れがないよう心がける。

3年目は、1・2年目に調査対象とした古文書史料および古記録史料について補充調査を行い、また、適宜二次史料(著述物や編纂物)についても補足的に調査を行う。その上で、こうした調査の結果を集約しつつ、鎌倉時代史研究に関わる先行研究の精読・分析も進め、収集史料と先行研究の分析結果を総合しながら、鎌倉時代国家像の再構築に関わる総括的な検討を行った。

## 4. 研究成果

古文書史料に関しては『鎌倉遺文』のほか、自治体史や寺社などの家分け史料集からも『鎌倉遺文』未収録の用例を収集することができた。古文書史料には徳政担保文言として知られる「公家・武家御徳政」などのほか、「公家・武家御公事」や「公家・武家御祈禱」などの用例が確認される。また、「公家之裁許、武家之制禁」や「云公家、云将軍家、~御帰敬」、「京・鎌倉参上用途」や「京・鎌倉屋地」といった類似表現も見出すことができた。こうした並列文言・類似表現は、著述物や編纂物といった二次史料にも一定程度確認することができた。「宣旨」「官符」といった朝廷発給文書と、「関東下知」「関東施行」とった幕府発給文書とを併記する用例も、公家武家並列文言と通底すると思われる。

このような多様な用例の存在からは、法制史のみならず、財政史・経済史や宗教史・思想史の観点も含み込んで研究していく必要性が確認された。そして、多方面の領域にかかわる公家武家並列文言・類似表現の存在は、鎌倉時代国家像をめぐって、朝廷と幕府との関係を、階級の相違(マルクス主義歴史学)権能の分掌(権門体制論)、地域の分立(東国国家論)として把握することが、一面的ないし不十分であることを示唆している。つまり、既存の諸学説の分析視角に基づいて、朝廷と幕府の国制上の立場を截然と区分することはできないのではないかと考えられるだろう。

こうした、公家武家を並列させる心性の起源がどこにあるのか、また、どのような画期を経て展開していくのか、が課題となってくる。この点に関しては、既に鎌倉幕府成立段階、すなわち治承・寿永の内乱において、戦乱による社会的基盤の維持・回復のために、朝廷だけでなく、反乱軍として立ち上がった幕府の武力・実力に頼らざるを得ない現実が生じていたことが、一つの歴史的淵源として重要と考えた。そして、承久の乱という、幕府と朝廷とが実際に軍事対立し、朝廷が幕府に敗北する事態を経て、朝廷と幕府とを並立・比肩する存在と見なす思考様式の成立へと展開していったものと想定される。従来、公家武家並列文言に関わっては、モンゴル襲来などに代表される鎌倉時代後期の画期性が重視されるきらいがあったが、治承・寿永の乱や承久の乱などをはじめ、荘園制や御家人制の変容・変質などが議論されている、鎌倉時代前中期の位置づけについても、議論に組み込んでいく必要がある。

加えて、既存の学説を止揚していく上で、「公家武家」と関連して使用される「天下」という 史料用語に注目することが重要と考えた。鎌倉時代の徳政担保文言には「公家武家御徳政」と「天下一同御徳政」とがあることはこれまでも知られているが、「公家武家」と「天下」との関係性を追究する必要性がある。「天下」については、日本史学においても、古代や中近世以降期を対象に一定数研究が存在しているが、鎌倉時代の「天下」の用法・用例については、従来深く検討されてきたとは言えない。本研究では、鎌倉時代の国家像を考える上で、「公家武家」を包摂し うる上位概念として「天下」を措定することに意義を見出した。このことにより、前近代の東アジアにおける諸国家・諸民族の動向・情勢とも関連付けながら、日本の鎌倉時代国家像を構築していく地平が切り開かれるものと考えている。

一方、古記録史料に関しては公家武家並列文言をストレートに示す用例は、ほとんど確認しえなかった。鎌倉期の古記録史料はほとんどが公家日記であり、その記主は朝廷の貴族・官人であ

る。公家社会においては、古文書史料に見えるような「公家武家」並列の観念が醸成されていなかったことが窺えるのである。しかし、このことが気になって、関連して補足的に調査を行った南北朝・室町時代の古記録史料には、公家武家並列文言が頻出することが分かった。他方、古文書史料に関しても南北朝・室町時代の用例を電纜したところ、公家武家並列文言・類似表現は引き続き見られるものの、例えば徳政担保文言に限って言えば、「公家武家御徳政」の類は後景化し、「天下一同御徳政」の類がむしろ圧倒的に多くを占めるようになることがうかがえた。鎌倉幕府滅亡以降、比較的短期間のうちに、公家社会にも「公家武家」並列の観念が急速に浸透していく一方で、社会的には「天下一同」という公武の一体性も強く意識されるようになっていく趨勢は、鎌倉幕府滅亡から室町幕府成立にかけての政治社会構造の変容を考える上で重要と考えられる。治承・寿永の乱や承久の乱と同じように、南北朝の内乱が公家武家並列文言の歴史にどのような影響を与えているかも検討を深める必要があるだろう。このあたりは、文学作品などの二次史料も含めて、さらなる調査が今後必要となる。

## 5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

<u>〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)</u>	
□ 1 . 著者名 下村周太郎	4.巻 994
2. 論文標題	5.発行年
書評 長村祥知『中世公武関係と承久の乱』	2020年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
歴史学研究	47 - 50
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1.著者名 下村周太郎	4.巻   275
下作) 向太郎 	213
2.論文標題	5 . 発行年
新刊紹介 岡野友彦『源氏長者 武家政権の系譜』	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
ヒストリア	87 - 89
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
カープンプラビスではない、人はカープンプラビスが四無	
1.著者名	4 . 巻
下村周太郎	43
2.論文標題	5.発行年
新刊紹介 清水亮著『中世武士 畠山重忠』	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
3.#認行 鎌倉遺文研究	6.取例と取後の負   75
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	   査読の有無
19車は開文の501(ナンタルオンシェクト部が丁)	重読の有無   無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
オープンアグセスではない、又はオープンアグセスが困難	-
1 . 著者名	4 . 巻
下村周太郎	808
2.論文標題	5.発行年
名の一般では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	2017年
	C = 47   = 11 = 11
3 . 雑誌名 歴史評論	6.最初と最後の頁   108~108
庭 <b>人</b> 可聞	100 ~ 100
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)			
1.発表者名 下村周太郎			
2 . 発表標題 武蔵猿渡氏とその周辺 鎌倉期を中心に			
氏成物及いことの向足			
3 . 学会等名			
中世政治史研究会			
4. 発表年 2019年			
[図書] 計5件			
1 . 著者名 樋口州男、戸川点、野口華世、小林風、中村俊之編 / 下村周太郎他	4 . 発行年 2019年		
2.出版社 小径社	5 . 総ページ数 <sup>296</sup>		
3 . 書名 『歴史の中の人物像 二人の日本史 』/「安達泰盛と竹崎季長 御家人の隔たりと繋がり」			
1.著者名 小原仁編 / 下村周太郎、工藤祐一、岡野浩二、中村文、高山京子、山田彩起子、宮崎康充、菊池紳一、佐	4.発行年 2018年		
藤道生、山田尚子、柳川響、高田義人、臼井和樹、柿島綾子			
2.出版社	5.総ページ数		
勉誠出版 	468		
3.書名   『五葉』をひらく』/「九条兼実における天文密奏と天変祈祷 廷臣個人			
にとっての天変」			
1 . 著者名	4 . 発行年		
海老澤衷編 / 田中奈保、髙橋傑、植田真平、黒田智、清水克行、西尾知己、下村周太郎、高木徳郎、大澤 泉、赤松秀亮、似鳥雄一、守田逸人、貴田潔	2019年		
a dillest	- LIL 0 - 29W		
2 . 出版社 勉誠出版	5 . 総ページ数 426		
3 . 書名			
『よみがえる荘園 景観に刻まれた中世の記憶』/「大和国栄山寺領墓山と「栄山寺々中并山林絵図」 小島村との関係を中心に」			

1.著者名   日本史史料研究会監修、関口崇史編/下村周太郎、関口崇史、牡丹健一、鈴木由美、上原作和、岡野友   彦、生駒哲郎、小池勝也、大塚紀弘 	4 . 発行年 2018年
2.出版社 洋泉社	5.総ページ数 <sup>270</sup>
3.書名 『征夷大将軍研究の最前線』/「頼朝と征夷大将軍任官 そもそも、源頼朝は征夷大将軍を望んでいなかった?」	
1.著者名 河野貴美子、宗像和重、谷口眞子、陣野英則、新川登亀男、Wiebke DENECKE編/下村周太郎他	4 . 発行年 2017年
2.出版社 勉誠出版	5.総ページ数 560
3.書名 『日本「文、学中 第二冊 「文、としびと 継承と断絶。 / 「小聨のしと文 法と小文書 .	

## 〔産業財産権〕

〔その他〕

6 研究組織

<u> </u>	. 妍九組織					
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考			